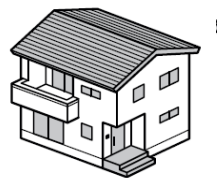


阪和興業及びグループ会社の皆様へ



団体扱・集団扱のご利用で

火災保険料が

ホームプロテクト総合保険

リビングパートナー保険（※）

5% OFF!

MERIT ①：一般のご契約と比べて割安な保険料！

- ☆ 一括払の場合：5% OFF。
- ☆ 分割払の場合：一般の分割払より割安。

MERIT ②：キャッシュレスで OK！

保険料は指定口座からの振替^(注1)または給与チェックオフ^(注2)となりますので現金をご用意頂く必要がありません。

注1：団体扱の場合は、福利厚生制度の一環として団体扱制度の利用が認められた退職者の方に限ります。

注2：団体扱の場合のみ。

MERIT ③：ご家族の補償も割安！

ご家族^(※1)が所有する建物・家財を保険の対象とすることや、ご家族が被保険者になることができますので^{(※2) (※3)}、ご家族の補償も割安になります。

※1 次のいずれかに該当する方です。

(1)ご契約者の配偶者 (2)ご契約者またはその配偶者の同居の親族 (3)ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族

※2 ご家族は被保険者となることはできますが、ご契約者となることはできません。

なお集団扱の場合、ご家族に加え「保険契約者（法人・個人事業主）の役職員」も被保険者となることができます。

※3 団体扱の場合、ご契約者は団体に勤務し、その団体から給与の支払を受けている者に限ります。集団扱の場合、個人契約が対象です。

MERIT ④：団体扱の場合、大口団体割引で更に割引！

団体での合計契約者数 100名以上の場合にご利用頂けます。

※リビングパートナー保険は集団扱の対象外となります。

2019年6月版

2019年10月1日以降保険始期契約用

- このチラシは団体扱・集団扱制度の概要を説明したものです。保険商品の詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を事前に必ずご覧ください。

- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

お問い合わせは

株式会社阪和アルファビジネス

東京営業部・大阪営業部

TEL03-3544-2401 06-6206-3789

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

